

【弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）】

●●年●●月●●日 ●●時

富田林市長

避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、屋内への避難措置を行った。

知事は、関係自治体へ避難の指示を行った。

2 避難の方法

市は、広報車やその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

3 避難住民の誘導

（1）市の体制、職員の配置

ア 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置

- ・ ●●年●●月●●日 ●●時●●分 市対策本部の設置

富田林市消防庁舎 5階【連絡先（電話番号）：0721-25-1000】

イ 市の体制、職員の配置

被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備体制を整える。また、避難住民の誘導のため、必要な場所に職員を配置する。

（2）避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・ 職員間の連絡方法、連絡先

イ 関係機関との調整方法

- ・ 関係機関の連絡先

① 富田林警察署 0721-25-1234

② 消防本部 0721-23-0119

③ 陸上自衛隊第37普通科連隊 0725-41-0090

（3）避難実施要領の住民への伝達

- ・ 弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する。
- ・ ミサイルが市に落下する可能性がある場合は、Jアラート等を活用して、防災行政無線でサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等により住民への伝達を行う。

(4) 避難施設等への誘導

- ・住民が屋外にいる場合は、状況に応じてコンクリート造りの堅牢な建物等に避難するよう誘導する。
- ・住民が屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動するよう誘導又は周知する。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導に当たる職員及び消防団員は、防災服・活動服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、身分証明書等を携行すること。
- ・誘導その他の行動に当たっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じて警告、指示を行い、警察等に通報すること。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・実際に弾道ミサイルが発射され、警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内へ避難できるように、あらかじめ個人がとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリート造りの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止し、必要によりテープで窓を目張りする等、外気を遮断した状態にするよう周知する）。
- ・車両内にいる人に対しては、可能な限り、避難に支障を生じさせない場所へ車両を移動させて停車する、やむを得ず道路に停めて避難するときも、道路の左端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨げにならないよう周知する。
- ・屋外では、可能な限り、コンクリート造りの堅牢な建物や地下街等に避難すること、余裕がない場合は、何らかの遮へい物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ・住民に対しては、屋内避難に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意するよう周知する。また、防災行政無線や広報車、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報の収集に努めるよう周知する。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導に当たる職員及び消防団員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関と連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導に当たる職員に防護服を着用させる。また、危険区域外において除染後、誘導を実施し、二次被害を防止する。